

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第30条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了事実の確認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p> <p>(後 略)</p> | <p>(検収センター)</p> <p>第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第19条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了事実の確認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> |